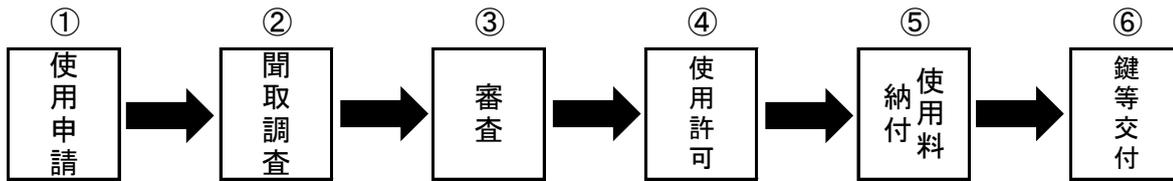


山都町短期滞在施設使用許可の流れ



①使用許可申請書の提出

- 申請書用紙（「山都町短期滞在施設使用許可申請書（様式第1号）」を役場山の都創造課、各支所窓口で取得、または町HPからダウンロードします。（併せて「申請・使用にあたって」により、使用条件等をご確認ください。）
- 所定の項目を記入し、申請者及び同居人全ての方の身分を証明する物の写しを添えて、使用を希望する日の2週間前までに役場山の都創造課に提出します。

②～④ 受付～聞取調査・審査～使用許可・納付書発行

- 審査に当たり、使用資格など所定の確認事項を申請者へ直接聞取りを行うか、または電話での確認を行います。
- 審査において、申請の内容が適当であれば使用許可通知書及び使用料納付書（使用を希望する期間の全額分）を申請者宛に送付します。（*使用料は、下の一覧表を参考にしてください。）

⑤ 使用料の納付

- 納付書が送付されたら、使用料の全額を早急に所定の窓口でお納めください。（納付場所：役場本庁会計課、清和支所、蘇陽支所、各金融機関）

⑥ 使用料納付の確認・鍵の交付

- 使用料の納付を確認した後、施設の鍵を交付します。（*電気、水道、ガス等は使用者においてそれぞれ契約が必要です。）

《注》 申請書を提出される前に、事前に施設の下見等を行われますことをお勧めします。

【短期滞在施設一覧表】

蘇陽地区

名称	所在地	建築年	面積(㎡)	構造	使用料(円)
1号棟	山都町滝上526	S60	82.5	木造平屋建	月額16,400
3号棟A	〃	S61	69.0	木造平屋建(3号棟Bの棟続き)	月額13,000
3号棟B	〃	S61	69.0	木造平屋建(3号棟Aの棟続き)	月額13,000
5号棟	〃	H3	75.0	木造二階建	月額14,400
6号棟A	〃	H3	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額14,400
6号棟B	〃	H3	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額14,400

清和地区

名称	所在地	建築年	面積(㎡)	構造	使用料(円)
1号棟	山都町米生1090-12	H18	46.37	木造平屋建	月額22,100
2号棟	山都町井無田1157-2	H7	46.29	木造平屋建	月額13,600

矢部地区

名称	所在地	建築年	面積(㎡)	構造	使用料(円)
1号棟	山都町上寺2030-5	S55	83.22	木造平屋建	月額15,200
2号棟	山都町上寺1601-4	S46	51.05	コンクリートブロック造平屋建	月額5,500